

## 新所原駅自由通路デジタルサイネージ運用要領

(目的)

第1条 この要領は、新所原駅南北自由通路（以下、自由通路という。）に設置されているデジタルサイネージの運用について、適切かつ有効な活用を図るための必要な事項を定める。

(コンテンツ)

第2条 コンテンツは、自由通路に設置されている次の機器に掲載するものとする。1ファイルあたり2GBを超えない静止画、または動画とする。コンテンツ作成にあたり、利用者にとってわかりやすい構成、表現、情報量となるよう留意すること。

(掲載機器)

第3条 デジタルサイネージは、次の2基とする。

- ・No.1 自由通路2階 東壁面 南側 55型・横置き
- ・No.2 自由通路2階 東壁面 北側 43型・縦置き

(掲載基準)

第4条 コンテンツは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 行政機関及びそれに類する機関が発行するもの。
- (2) 公共的団体（自治会、商工会、農業共同組合等）及び地域活性化を目的とする団体等が作成したものであって、一般を対象とするイベント等に関するもの。
- (3) 企業等が地域貢献や地域活性化を目的として作成したものであって、一般を対象とするイベント等に関するもの。
- (4) その他、市長が認めるもの。

ただし、次の各号に該当する場合は、掲載することができない。

- ①法令の規定に違反するもの。
- ②営利を目的とするもの。
- ③その他市長が不相当と認めるもの。

(掲載申請)

第5条 コンテンツの掲載を希望する者は、新所原駅自由通路デジタルサイネージ掲載申請書（様式第1号）およびコンテンツのデータを市役所観光交流課に提出しなければならない。

(掲載)

第6条 観光交流課は、掲載申請書に基づき、月に2回程度コンテンツの更新を行う。申請多数によりすべてを掲載できない場合は、公共性が高いもの、市の魅力発信に寄与するもの、掲載時期に合ったものを優先として、観光交流課の判断により掲載コンテンツを決定する。

(その他)

第7条 その他、必要な事項はその都度定める。

付 則

この要領は、令和元年10月25日から施行する。

様式第1号

令和 年 月 日

新所原駅自由通路デジタルサイネージ掲載申請書

湖西市長

申請者

新所原駅自由通路のデジタルサイネージにコンテンツを掲載したいので、下記のとおり申請します。

記

掲載期間	令和元年 月（初旬・中旬）から 令和元年 月（初旬・中旬）まで
コンテンツ名	記載例：湖西市 LINE アカウント友だち募集
種類	静止画（JPEG） ・ 動画（WMV）
担当者 （連絡先TEL）	（TEL ）
備考	

【観光交流課処理欄】

コンテンツ番号 \_\_\_\_\_